

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日: 平成27年6月25日

評価者: 川崎市川崎区指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市体育館
指定期間	平成26年4月1日 ~ 平成27年1月4日
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> 施設全般の管理運営及び維持保全に関する業務 施設の利用提供に伴う業務 スポーツ行政等への協力及びスポーツ推進事業の実施等に関する業務
指定管理者	<p>名称: 公益財団法人 川崎市スポーツ協会</p> <p>代表者: 会長 齊藤 義晴</p> <p>住所: 川崎市中原区宮内4丁目1番2号 電話: 044-739-8844</p>
所管課	川崎区役所まちづくり推進部地域振興課 (内線: 61363)

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に必要な量及び質のサービスを提供できたか。	<p>地域のスポーツ推進を担う施設として、スポーツ活動の場を提供するとともに、スポーツ教室、体力づくり等の参加機会の提供、地域スポーツ活動及び総合型スポーツクラブの支援、地域人材の育成等に積極的に事業展開が図られた。</p> <p>特に、子育て期の親のスポーツ活動への参加促進につなげるため乳児と母親向けの健康教室を開催し、地域コミュニティ施設としての役割にも貢献した。また、入館時間を15分早め、利用者に更衣室を提供するなど、館外で待つ時間を短縮するなどの利用者へのサービス向上に努めた。利用者は、9か月間で182,893人(うち、個人利用者は76,337人)となっており、多くの市民にスポーツの機会を提供した。</p>
2	当初の事業目的を達成することができたか。	<p>事業計画に基づいた施設運営がなされた。独自に策定した「川崎市体育館サービス向上指針」に沿って利用者サービスの向上に取り組んだ。また、利用者アンケートの結果を参考に、利用者ニーズをスポーツ教室事業等に取り入れた。</p>
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	<p>施設開館後58年が経過し老朽化している施設であるが、設備の定期点検をはじめ、防犯も含めた施設設備全般に対する総括責任者を中心とした安全パトロールを実施するなど、安全・安心面での危機管理に積極的に取り組み、利用者に快適に施設を提供できるよう努めた。</p>
4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	<p>子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた様々なスポーツやトレーニング、健康づくりに取り組むことができる機会及びスポーツ観戦の機会の充実に努めること。</p>

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	<p>毎月の事業報告書等によるモニタリングのほか、適宜、管理運営事業の実施状況調査(現地ヒアリング等を含む)を行うとともに、管理運営上の各種問題発生時の指導、その他、施設の適正な管理運営に必要な調整・協議・指導などを実施した。</p>
2	制度活用による効果はあったか。	<p>指定管理者制度で施設運営することにより、市民の多様化するスポーツニーズへの対応、施設利用者の利便性やスポーツ教室の充実等の提供サービスの向上が図られるとともに、市が支出する施設運営経費が指定管理者の効率的な業務遂行により、制度導入前より削減されるなど費用対効果の向上が図られた。</p> <p>【個人利用者数】 平成17年度(年間): 67,844人(1か月間5,654人) 制度導入前 平成26年度(9か月): 76,337人(1か月間8,482人)</p> <p>【市からの支出経費】 平成17年度(年間): 一般財源経費 83,534千円(1か月間6,961千円) 制度導入前 平成26年度(9か月): 指定管理経費 57,647千円(1か月間6,405千円)</p>

3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	施設の管理運営について適正に実施され、運営経費も削減されており費用対効果が高い。また、市民に対して安定したサービスが提供された。新たな施設の管理運営にあたり、収入内容である利用者分析及び支出に係る費用の分析をしていく必要がある。
4	前期総括評価にて示された今後の事業運営方針に基づき事業運営されたか	事業運営方針に基づき、スポーツ教室の充実化やスポーツ推進委員との連携事業の実施など、地域スポーツを振興するため、積極的に事業展開を行った。
5	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	当該施設の運営については、指定管理者制度の導入以降、指定管理者の持つノウハウにより利用者数が増加していることや、導入前より経費が削減されるなど民間活用の成果があらわれていることから、指定管理者制度は適切であった。

4. 今後の事業運営方針について

<p>当該施設は第1期（平成18年度～平成22年度）に当たる平成18年4月から指定管理者制度を導入し、第2期（平成23年度～25年度）並びに第3期（平成26年4月1日～平成27年1月4日）も引き続き指定管理者制度で運営された。この間、利用者ニーズにあった施設提供やスポーツ教室の実施、安全で安心して利用できる施設管理など安定かつ効率的な運営を通じて市民サービスの向上を図ることができた。</p> <p>しかし、当該施設は昭和31年に開館したため、施設の老朽化が進むとともに、バリアフリー等の課題もあることから平成27年1月4日をもって閉館となった。</p> <p>閉館後、平成27年1月5日から当該施設の解体・撤去工事が始まっており、跡地には平成29年10月のオープンを目指して「スポーツ・文化総合センター」が建設されるので、全市的な施設に相応しい管理運営を検討する必要がある。</p>
